

発行／三原市人権推進課
編集／三原市人権文化センター
住所／三原市長谷1-6-1
電話／0848-66-1111

三原市人権文化センターだより

三原市登録型本人通知制度のご案内

～住民票や戸籍謄本などを第三者に交付した場合、登録者にお知らせします～

この制度は、住民票等の不正請求や不正取得の抑止と個人の権利が侵害されることの防止を目的として、事前に登録した人の戸籍謄本や住民票の写しなどを、本人以外の第三者等に交付した場合に、その交付した事実を登録者に郵送でお知らせする制度です。

制度の流れ



注意 代理人又は第三者から事前登録者に係る戸籍謄本等の交付請求があった場合に、その交付の可否を事前登録者へ確認する制度ではありません。

登録の手続きについて

- (1) 登録できる人 三原市に住民票がある人又は三原市に本籍がある人
※ 過去にあった人を含む。ただし、死亡した人、失踪宣告を受けた人は除きます。
- (2) 登録方法 申請用紙に記入して窓口に提出
- (3) 必要書類 三原市本人通知制度事前登録（新規・更新）申請書
※ 市民課及び各支所地域振興課にあります。ホームページからダウンロードできます。
申請者の本人確認書類（個人番号カード、運転免許証、パスポート等）
代理人が申請する場合は代理権限を明らかにする書類（委任状、戸籍謄本等）
及び代理人の本人確認書類
※ 代理申請を希望される場合は事前にお問い合わせください。
- (4) 登録受付窓口 市民課及び本郷支所、久井支所、大和支所の各地域振興課
※ やむを得ない理由により窓口で申請することができない場合は郵送による手続きもできます。

問い合わせ先 三原市役所 市 民 課 0848 (67) 6175 【登録・手続き】
人権推進課 0848 (67) 6044

登録型本人通知制度へ登録をしましょう

戸籍等の不正取得事件が発生しています
いまだに「身元調査」が行なわれています
あなたの戸籍謄本等の個人情報が
第三者に不正取得されているかも

※ 個人情報の交付事実を知ることは、自分を守ることにつながります。

登録は無料です！

登録は本人確認書類(運転免許証・パスポートなど)
があれば、登録できます。

この制度を利用すると

登録した人の個人情報が第三者に交付されたことを知ることができます！

この制度は、住民票等の不正請求や不正取得の抑止と個人の権利が侵害されるとの防止を目的として、事前に登録した人の戸籍謄本や住民票の写しなどを、本人以外の第三者（※1）等に交付した場合に、その交付した事実を登録者に郵送でお知らせする制度です。

※1 第三者とは

本人からの委任状を持った代理人、弁護士など職務上請求が認められている人、義務履行・権利行使などの理由があり、その身分を証明して申請をする人のこと。資格のない人に住民票などを勝手に交付することはありません。

どういう不正取得がありましたか？

住民票等の不正入手を行なった事案が本人通知制度により発覚しました。

平成29年12月7日、長崎市内の探偵業の男が、平成29年1月中旬～2月上旬の期間に委任状を偽造し、佐伯市の住民の住民票と戸籍謄本の写しを佐伯市役所で不正入手した疑いで逮捕されました。被害者が「本人通知制度」に登録していたため、身に覚えのない住民票などの取得通知が市役所から届いたため発覚したものです。

このように、自らの個人情報を守ることはもちろんのこと、住民票などを不正に入手し利益を得ようとする悪徳業者に対しても有効です。